

第4章 豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保

Environment of Kitakyushu City 2014

第1節 生物多様性を大切にしたまちづくり

人間の生存基盤である環境は、豊かな生物多様性と自然の物質循環を基盤とする生態系が健全に維持されることで成立しています。また、生物多様性は、人間に於て有用な価値を持つとともに、快適な生活・豊かな文化を育む根源です。本市の豊かな自然や自然の大切さを市民一人ひとりが認識し、生物多様性の意義、価値に対する理解を深めるため、自然とのふれあいの場の創出を推進します。また、都市の機能と自然の機能が双方ともに発揮されるような都市と自然が共生するまちづくりを進めています。

1. 自然環境の現況

(1) 地形

本市は九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで本州と対面しています。その広さは東西約33km、南北約34km、面積は約488km²で、福岡県の約10%を占めています。本市の大部分は、東部の企救山塊と中央部から南に延びる福智山塊などによって占められています。平野部は分離散在しており、臨海部低地には自然生成地は少なく、埋立地等の人工造成地が大半を占めています。

(2) 気象

本市は瀬戸内海（周防灘）と日本海（響灘）に面して、その気候は瀬戸内海気候と日本海気候の中間的な傾向を示しています。年平均気温17℃程度、年間降水量1,800mm程度で地域により風向も異なりますが、一般的に冬季は西系の風が強く、春季から秋季にかけては南系の風が多く、夏は晴天も多いが湿度が高く蒸し暑い日が多くなります。

(3) 現況特性

ア. 植物と自然度

本市の植生はヤブツバキクラスの常緑広葉樹林に属し、自然植生はスダジイ群落、タブノキ群落、平尾台周辺のススキやネザサ群落などが代表的です。照葉樹、広葉樹の自然林などはサンコウチヨウ、オオルリ、キビタキ、シジュウカラなどの野鳥の生息地となっています。

イ. 陸水域生態系の概況

本市には、一級河川の遠賀川を含む261河川が流れています。貯水池は、紫川水系のまず渕ダム、道原貯水池等のほか約540の農業用ため池があります。公共水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、著しく改善されました。

本市は淡水魚類相が大都市圏としては比較的豊富で、鳥類相もかつては大きなダメージをうけていましたが、現在では数多く観察されています。

ウ. 沿岸域生態系の概況

本市は周防灘、関門海峡、洞海湾、響灘に面していますが、海岸線の多くは、埋立地や港湾として整備され、企業の生産活動の場や港湾物流の場として利用されています。沿岸域水域の水質は、水質汚濁防止法による規制や公共下水道の整備に伴い、改善されました。代表的な沿岸域である曾根干潟では、シバナなどの塩沼地性植物やズグロカモメなどの野鳥およびカブトガニなどが生育しています。

2. 重要種の確認

本市が保有する昭和43年(1968年)からの自然環境関連資料、国、県が発行している自然環境情報(レッドデータブック等)、北九州市立自然史博物館等の各機関発行の情報等を中心に、本市に生息・生育する貴重生物種に関する127冊の文献データの収集・整理を行ったうえで、市民・市民団体・専門家に対する生息確認等のアンケート調査、さらに現地補足調査を行いデータの更新を図りました。

このデータから平成3年以降の情報を抽出したものが次の結果です。

分類	和名	種数
維管束植物	アギナシ、オキナグサ等	29
藻類	オトメフラスコモ、シャジクモ	2
ほ乳類	カヤネズミ、ニホンアナグマ等	5
鳥類	クロツラヘラサギ、ハヤブサ等	47
は虫類	アカウミガメ、タカチホヘビ等	6
両性類	カスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル等	7
淡水魚類	インドジョウ、カゼトゲタナゴ等	21
昆虫類	アサカミキリ、クモガタヒヨウモン等	10
甲殻・貝類等	カブトガニ、シオマネキ、ナカヤママイマイ等	55
計		182

3. 「曾根干潟保全・利用計画」の策定と実施

本市では、平成11年3月に「曾根干潟保全・利用計画」を策定し、「自然環境と人間活動の共生」を理念として、曾根干潟の環境に配慮しながら干潟を利用することと

しました。また、干潟の保全及び状況の把握のため、平成7年度より曾根干潟の環境調査を実施しています。

今後も、本計画に基づき、曾根干潟の環境の保全に努めるとともに、利用においては、干潟環境への配慮を求めていきます。

4. 北九州市生物多様性戦略の推進

(1) 北九州市生物多様性戦略の策定

平成17年9月に策定した、政令市初の自然に関する基本計画である「北九州市自然環境保全基本計画」を平成22年11月に改訂したものです。計画の構成などの基本的な骨格を維持しながら、新たな課題や施策などを取り入れ、「生物多様性基本法」(平成20年)に基づく「生物多様性地域戦略」として策定しました。

「都市と自然との共生」(都市のなかの自然・自然のなかの都市)を基本理念に下記の「5つの目標」と「5つのリーディングプロジェクト」で施策を展開しています。

- ① 多様な自然環境の保全→地域固有の生態系の保全と利用
- ② 市民が育む自然→自然環境に精通した人材の育成
- ③ 身近に自然を感じる都市づくり→響灘・鳥がさえずる緑の回廊による響灘埋立地の緑の創成
- ④ 市民と自然とのふれあいの推進→里地里山の持続的な利用
- ⑤ 自然・生物に関する情報の整備→自然環境調査の実施とデータベースの構築

(2) 北九州市自然環境保全ネットワークの会(自然ネット)

同戦略は、パートナーシップの考え方のもと、市民、NPO、学識経験者、事業者及び市で構成された「北九州市自然環境保全ネットワークの会(通称「自然ネット」)」が、進行管理しています。自然ネットは、平成18年5月20日の発足以来、35のNPO・市民団体、151人の北九州市自然環境サポーター、12人の学識経験者、13の事業者の参加を得ています。

平成25年度は、著名人による講演会の開催(協力)等の「学習」、エコツアーや開催や応援等の「実践活動」など多岐にわたった活動に取り組み、約2,000の方々が参加しました。

今後も、自然ネット

自然ネット総会
H25.8.25



を母体として同戦略の推進、進行管理に当たることとしています。

自然講演会
(講師は成見和總氏)
H25.8.25



5. 韶灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想

(1) 背景

本市では、産業用地である若松区響灘埋立地区において、自然の創成を図り、産業と自然との共生を目指す「響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想」を平成17年6月に策定しました。

本構想は、現在緑が少なく広大な空間(約2,000ヘクタール)が広がる響灘埋立地に、市民・NPO、団体、事業者、市が連携して、自然の創成や自然とのふれあいの場の創出などを図ることとしています。

(2) 今までの取組と成果

具体的な取組として、市民や企業の協力を得て、石峰山から響灘安瀬緑地につながる緑の軸線(公園や道路沿線の緑地)を整備する「緑の回廊づくり」と同構想全体の中核的な事業として、拠点となる緑地を整備する「緑の拠点づくり」があります。

ア. 「緑の回廊づくり」

構想策定後、「緑の回廊づくり」を進めるため、市民、事業者、行政が協力して、どんぐりの種から苗木を育てる仕組み「響・どんぐり銀行」を組織して、数年後に苗木の提供が始まる仕組みづくりを行っています。

平成17年度から、地元若松区の赤崎小、小石小が参加して、どんぐり拾いと苗の育成を開始し、更に、地元の企業7社やNPO1団体に協力してもらい、苗の育成も始まりました。

平成25年度には、地元小学校6校が参加、更に、育苗に、小学校6校、14事業者、NPO等3団体の他、市民も参加し、活動の裾野が広がってきました。

そして、「緑の回廊づくり」の取組の一つとして、平成18年3月には、市民、NPO、団体、企業、市が協働して、国道495号沿道にシイ、カシ、クヌギなど苗の植栽を行う「鳥がさえずる緑の回廊植樹会」が、九州電力(株)の創立50周年事業「九州ふるさとの森づくり」と併催で行われました。(5,000本)

植樹会は平成25年度までに9回開催され、94,000本を植樹しました。平成25年度は向洋町の国道495号

沿いに5,000本の植樹を行い、参加者数も約1,500人（初年度約250人）と大幅に増え、活動の裾野が広がってきています。



赤崎小学校によるどんぐりポットづくり H24.2.7



小石小学校から育苗協力企業への苗贈呈式 H19.3.1

◆響・どんぐり銀行 育苗参加企業・団体（順不同）

九州電力(株) 北九州支社
NS プラント設計(株)
日本通運(株) 北九州支店エコタウン事業所
日本コースクス工業(株) 北九州事業所
楽しい(株)
グリーンパーク
NPO 法人北九州ビオトープ・ネットワーク研究会
イオンモール八幡東
イオン若松ショッピングセンター
西日本コンピュータ(株)
ひびき灘開発(株)
玄海青年の家
積和建設九州(株)北九州事業所
西日本電力サイクル(株)
九州共立大学
JM 活性コークス(株)
大日本印刷(株)

緑の回廊づくり



市民による植樹活動



森づくりの指標：安瀬の森



緑に囲まれた工場立地環境づくり

イメージ図

響灘ビオトープ

イ. 「緑の拠点づくり」

「緑の拠点づくり」では、平成17年度に緑地整備の基本計画を策定しました。さらに平成24年10月6日には「響灘ビオトープ」がオープンし、一般市民を対象に豊かな自然を見て触れて感じてもらうことができるようになりました。

(3) 今後の取組

今後は、本構想に基づき30万本のどんぐり苗の植樹目標に、響・どんぐり銀行と並行して植樹会を進めています。



鳥がさえずる緑の回廊 植樹会 (H26.3.29)

6. 環境首都100万本植樹プロジェクト

(1) 目的

「環境首都100万本植樹プロジェクト～(愛称)まちの森」は、環境モデル都市の第1号の取組として、平成20年10月4日、環境首都シンボルイベントである「エコスタイルタウン」で、記念となる1本目が市長から赤ちゃんに手渡され、スタートしました。

本プロジェクトでは、「みんなで植えれば100万本!」を合言葉に、市民・企業・NPO・行政などさまざまな主体が、市内各地に植樹を行っています。

プロジェクトの推進組織として、スタートと同時に、市民、企業、NPO、行政などからなる「みどりネット」(みんなでどこかでりよつかネットワーク)を併せて創設しました。



プロジェクトスタート時のイベント

(2) 成果

平成25年度(平成26年3月末時点)は、79,054本もの苗木が市内各地に植樹されました。

【主な取組】

■市民の取組

・わたし記念日

記念樹配布事業を実施し、市から希望者に配布された4,152本が、各家庭で植樹されました。



■企業の取組

新日鐵住金(株)八幡製鐵所で11,300本、ひびき灘開発(株)で10,620本、ひびきエル・エヌ・ジー(株)で9,665本が植樹されました。



■ホームページでの情報発信

まちの森のホームページ(<http://www.machinomori.com>)を開設し、各団体・企業の植樹活動や植樹関連イベントを紹介しPRしました。



7. 自然環境保全活動支援事業

平成18年度から市民の自主的かつ継続的な活動を推進するため、市民団体等が行う自然環境保全活動やその啓発活動に対して活動費用の一部を助成しています。

平成25年度は10団体に助成を行いました。



8. 自然環境の保全と都市部の緑の創出

(1) 背景

本市は昭和38年に五市合併によって誕生し、その後年に策定した市のマスタープランの中で、生活環境の改善を図るために公園緑地の整備に取り組みました。これに基づき、市内の風致地区を大幅に見直し、市内最大規模の都市公園「響灘緑地」の整備に着手しました。さらに、公害の克服と緑のまちへの転換を目指す「グリーン北九州プラン」(昭和47年策定)に基づき、自然の保護と活用を図りながら公園や街路樹を整備した結果、まちの緑の量が増え、市民の緑に対する意識が高まるなどの成果を得ることができました。21世紀に入り、社会環境が変化し、市民ニーズの多様化・高度化に対応して平成4年に「緑の基本計画」を策定し、特色ある緑の保全と緑化、体系的な公園の整備などに取り組んできました。

そして近年の急速な環境問題や超高齢少子化を受けて、平成24年2月に「緑の基本計画」を改訂し、新たな視点による緑のまちづくりを進めています。

(2) 北九州市「緑の基本計画」

「緑の基本計画」は、「環境首都を目指し」、「うるおいとにぎわいのある緑のまちづくり」を進めていく上で重要な役割を担う緑に関する基本的な考え方をとりまとめたものです。

この計画は、「パノラマの緑とまちの緑がいきづく環境首都・北九州」をテーマとして、「環境首都の魅力」「健康・生きがい」「安全」「協働」の4つの視点に基づき、計画の目標年次を平成32年と定めて、緑のまちづくりや公園づくりなどの施策を展開します。

◆計画の目標量

項目	目標量(H32年度)	現在の状況(H25年度末)	備考
市街地(市街化区域)の緑の担保	市街区域の9.5%	市街区域の8.1%	①+②+③+⑤/(市街化区域面積)20,435
特別緑地保全地区的指定 ①	100ha	83.3ha	
工場緑地及び工場等緑化協定 ②	400ha	360.7ha	
緑に親しむ公園や緑地の整備 ③	1,660ha 17.6m ² /人	1,437.6ha 14.9m ² /人	③+④+⑤ ③+④+⑤/(26.4.1推計人口)963,267
都市公園面積 ④	1,245ha	1,168.3ha	一人あたりの公園面積12.13m ²
自然公園園地等や森林公園面積 ⑤	218ha	218.0ha	
港湾緑地面積	197ha	51.3ha	
環境首都100万本植樹	80万本	49万本	
地域に役立つ公園づくりワークショップ	55地区	22地区	
市民協働による緑化や管理の箇所数	2,100箇所	1,984箇所	



(3) 緑の保全と活用

ア. 風致地区的指定

風致地区指定の目的は、自然環境に恵まれている区域の景観を保護し、周囲の環境と開発の調和をはかり、快適な生活環境をつくることです。そのために制定された「北九州都市計画風致地区条例」に基づき、指定区域内に建物を建てたり、土地の造成等を行う場合は許可を受ける必要があります。

◆北九州都市計画風致地区 (指定 昭和42年12月1日)

風致地区名	面積(ha)	備考
和布刈風致地区	70.0	門司区
部崎風致地区	159.0	"
庄司風致地区	31.0	"
喜多久風致地区	173.8	"
風飾風致地区	1,130.7	"
足立・戸ノ上風致地区	1,872.7	門司区、小倉北区、小倉南区
貴風致地区	2,086.7	小倉南区
徳吉風致地区	165.0	"
皿倉風致地区	4,666.0	小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区
養福寺風致地区	39.6	八幡西区
大池風致地区	181.4	"
金比羅風致地区	161.3	戸畠区、八幡東区、小倉北区
夜宮風致地区	11.5	戸畠区
北海岸風致地区	629.5	若松区
石峰山風致地区	1,492.5	"
計 15箇所	12,870.7	

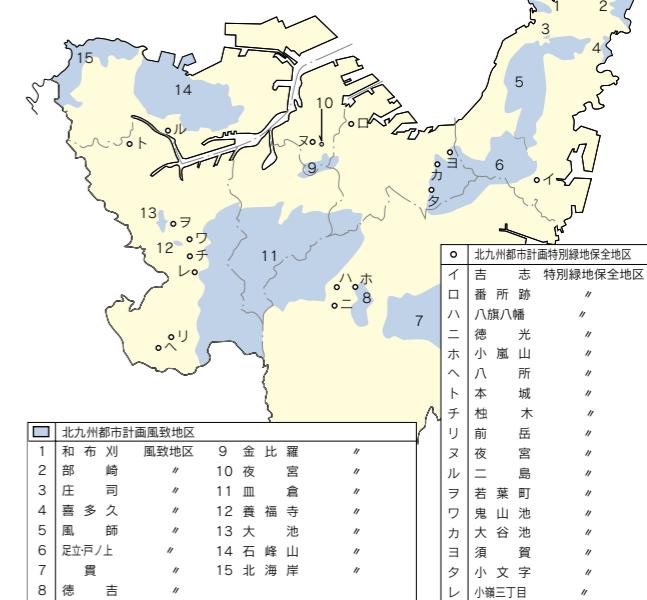
イ. 特別緑地保全地区的指定

緑のネットワークを形成するうえで、都市の中の良好な自然環境を形成している樹林地や水辺地について、特別緑地保全地区として指定し、現状のままの保全を行っています。

◆北九州都市計画特別緑地保全地区 (平成26年3月31日現在)

名 称	面積(ha)	指定年月日
八旗八幡特別緑地保全地区	1.7	昭和49.8.20
徳光特別緑地保全地区	0.2	昭和49.8.20
八所特別緑地保全地区	0.8	昭和49.8.20
夜宮特別緑地保全地区	1.3	昭和49.8.20
吉志特別緑地保全地区	1.5	昭和50.3.8
番所跡特別緑地保全地区	1.0	昭和50.3.8
本城特別緑地保全地区	41.0	昭和50.3.8
柱木(たぶのき)特別緑地保全地区	4.4	昭和50.3.8
前岳特別緑地保全地区	1.6	昭和50.3.8
小嵐山特別緑地保全地区	4.9	昭和52.10.13
二島特別緑地保全地区	5.0	昭和55.6.24
若葉町特別緑地保全地区	0.8	昭和55.6.24
鬼山池特別緑地保全地区	7.5	昭和55.6.24
大谷池特別緑地保全地区	1.6	昭和56.12.15
須賀特別緑地保全地区	2.2	昭和56.12.15
小文字特別緑地保全地区	2.1	昭和62.6.20
小嶺三丁目特別緑地保全地区	5.7	平成13.3.16
計 17箇所	83.3	

◆北九州都市計画風致地区及び特別緑地保全地区



ウ. 自然公園

本市には、「自然公園法」及び「福岡県立自然公園条例」に基づき、瀬戸内海国立公園、北九州国定公園、玄海国定公園の一部、筑豊県立自然公園の一部があります。その総面積は8,953haで、市域面積の約18%を占めています。

◆北九州都市域の自然公園面積

公園名	地区	面積(ha)	種 别			
			特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域
北九州国定公園 (昭和47.10.16区域指定)	風飾・戸上山～足立山地区	781	—	—	—	781
	平尾台地区	979	320	140	458	61
	福知・皿倉地区	5,029	—	145	437	4,447
	計	6,789	320	285	895	5,289
瀬戸内海国立公園 (昭和31.5.1区域指定)	和布刈地区	46	—	—	43	—
	計	46	—	—	43	—
玄海国定公園 (昭和31.6.1区域指定)	若松北海岸地区	54	—	—	53	—
	計	54	—	—	53	—
筑豊県立自然公園 (昭和25.5.13区域指定)	北九州市域内	2,064	—	—	—	2,064

(注) 海面を除く

a. 公園計画に基づく風致景観保護及び適正利用

国立・国定公園等の自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的に指定されるものであり、保護計画と利用計画からなる公園計画に基づき、風致景観に支障を及ぼすような一定行為が禁止及び制限されています。

I. 保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。

また、このような巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。

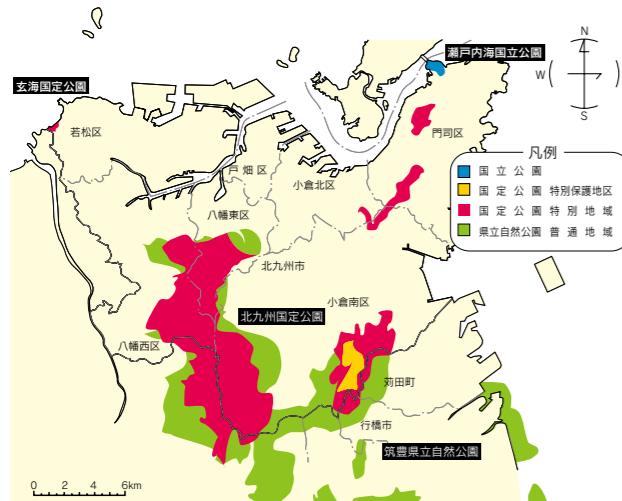


b. 平尾台地区の施設整備及び公有地化

平成2年8月策定の平尾台地区保護管理計画に基づき、平尾台全域の効果的な利用を図るため、駐車場や公衆トイレ、園地、園路等の整備を行ってきました。整備が進む中、平成12年5月に、平尾台の自然の保護や監視、平尾台の価値や魅力を最大限に活かした自然環境教育の普及等を目的として、県と市により、「平尾台自然観察センター」が整備されました。

また、県と市が協力して行っていた監視員制度も、この平尾台自然観察センターの業務として引き継がれ、平尾台の自然を守るために保護・監視が続けられています。

◆自然公園位置



平尾台自然の郷

平尾台の自然を生かした集客施設や地域振興のための施設「平尾台自然の郷」を平成15年4月に開園しました。「人と自然の共生」をテーマに、陶芸やそば打ちなどの体験教室や、地元で採れた食材を揃えた売店、芝生広場、遊具、キャンプ施設など、自然と親しみ、遊び、学べる施設です。また、平尾台の自然環境や文化を守り継承していく拠点施設としても、取り組んでいます。



DATA	
●住所	/北九州市小倉南区 平尾台1丁目1番1号
●TEL	093-452-2715
●入園料	無料
●休園日	火曜日(祝日振替休日の場合翌日)、 年末年始(12月29日~1月3日)
●駐車料金	普通自動車300円 中型・大型自動車1,000円
●キャンプ施設料金	日帰りオートキャンプ2,000円/区画 フリーキャンプ1,300円/区画 宿泊オートキャンプ3,000円/区画 フリーキャンプ2,000円/区画 ○日帰り 4月1日~3月31日 ○宿泊 4月26日~11月2日

I. 保存樹の指定

巨木・古木は、緑あふれる美しい都市景観を形成する上で、重要な役割を果たしています。

また、このような巨木・古木は次世代にひきつぐ貴重な財産です。

そのため、本市では「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、保存すべき樹木を指定し、保護に努め、健全な生育ができるよう樹勢の診断等を行っています。

◆保存樹の数

(平成26年3月31日現在)				
樹種名	クスノキ	イチヨウ	クロガネモチ	タブノキ
本数	56	49	13	12
樹種名	スタジイ	エノキ	その他	計
本数	11	6	41	188

(4) 緑のネットワークづくり

都市の緑は、ゆとりや安らぎといった心の豊かさを実感させてくれるとともに、気温の調節や街の美しさの演出等に役立っています。これら緑の多様な効用を用いて都市景観の向上と市街地の活性化をめざした緑のネットワークをつくります。緑のネットワークの具体的な構成は、公園、学校、官公庁施設、道路、河川等の公共用地を中心として行なうものとし、視覚的効果が期待される民有地の緑についても活用を図ります。

ア. 公共用地の緑化

市街地における緑の拠点となるように公園、街路、河川等の公共公益施設で緑化の充実を図っています。昭和47年度から現在までの累計で約500万本の植樹を行っています。

◆平成25年度 都市緑化事業の実績

緑化種別	(単位: 本) 平成25年度 実績
公園緑化	3,187
街路緑化	13,758
公共施設等緑化	18,421
計	35,366

イ. 民有地の緑化

緑豊かで、美しい街づくりを進めしていく中で市街地の大部分を占める民有地の緑化は重要です。本市では、「緑地協定」「工場等緑化協定」などの様々な施策を通して地域ぐるみの緑化を進めています。

ア. 緑地協定

市街地の快適な住環境を確保するため、地域住民相互の合意によって締結された協定を認可し、住民自らの手で行なう街の緑化活動を支援しています。

協定では区域、植栽樹木の種類、場所、垣、柵の構造等緑化に関する事項を取り決めており、平成26年3月31日現在、39地区179.8haの協定が成立しています。

(イ) 工場等緑化協定

職場環境の向上及び地域住民の生活環境の保全を図るため、「北九州市工場等緑化推進要綱」に基づき、事業者と工場等緑化協定を結び、市内の工場等の緑化を推進しています。

また、中小企業については緑化のための費用の一部を助成しています。

平成26年3月31日現在、44の大企業、100の中小企業と協定を締結し、緑化面積は約227.4haとなっています。

ウ. 花のまちづくり

近年、市民の価値観の多様化、高度化が進み、緑の量の豊かさだけではなく、地域の個性を生かした快適空間づくりへの要請が高まっています。そうした中で、潤いのある美しい都市景観づくりに「花」は、なくてはならない存在となっています。

平成5年度に策定した「北九州市花の総合計画」では、街の個性と美しさを演出する花づくりを効果的に推進するため、花に関する事業を総合的に体系化し、これまで花のまちづくりに取り組んできました。

現在は「緑の基本計画」(平成24年度改訂)にこの計画を盛り込み、彩りのある環境首都を目指し、今後もより一層、市民や企業と協働で花のまちづくりを推進します。

◆花のまちづくりの体系(3つのテーマ)と事業内容

(花を知り、 花に親しう) 花の普及活動	<ul style="list-style-type: none"> ・フラワーバンク制度 ・花新聞の発行 ・花情報の発信(インターネットの利用) ・市の花ひまわりの普及
(花をいっぱい 咲かせよう) 花づくりの実践	<ul style="list-style-type: none"> ・花咲く街かどづくり事業 ・花と緑の車窓景観整備 ・花の名所づくり ・福祉施設と連携した花の街づくり事業
(花の輪を 広げよう) 花づくりの活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・花と緑のまちづくりコンクールの開催 ・花咲く街かどづくり技術講習会の開催 ・うえるっちや!花壇 ・フラワーコーディネーター制度

(イ) 花咲く街かどづくり事業

「花」を街かどに積極的に取り込むことによって、都市景観の向上とういのある街づくりを進めることを目的とする花咲く街かどづくり事業は、次の方式になっています。

■市民花壇

花に関する市民ボランティア団体である「花咲く街かどづくり推進協議会」が、植付け及び管理する花壇で、一部助成制度があります。

■公共花壇

市の事業として道路、公園、駅前などに市が設置し、管理する花壇です。

■パートナー花壇

市が植付け場所を提供して企業・個人など協力者が植付け・管理する花壇です。

■スポンサー花壇

企業・団体から寄付をいただき、市が植付け・管理をする花壇です。

■花壇サポーター

市が設置しているプランターに民間協力者が水やり・花がら摘みなど管理する花壇です。

◆平成25年度 花咲く街かどづくり事業

花壇の種類	団体数	参加人数	箇所数	植付面積(m²)
市民花壇	561団体	15,280人	561	42,496
公共花壇	—	—	84	1,882
パートナー花壇	11団体	—	10	315
スポンサー花壇	9社・団体	—	3	270
花壇サポーター	11団体	—	11	58(基)

(イ) 花と緑の車窓景観整備事業

花と緑の車窓景観整備は、まちの印象を形づくる主な鉄道・道路などの車窓からの景観を花と緑で修景するものです。JR鹿児島本線九州工大前駅前の桜等の実績があります。

II. 市民、企業、行政が一体となった緑化活動の推進

・北九州市水と緑の基金

都市緑化の推進と水辺環境の整備を図り、都市景観の向上と市民の緑化に対する関心を深めることを目的として昭和61年10月に「北九州市水と緑の基金」を設置しています。

この運用益金をもとに、以下に示す水と緑と花のまちづくりを推進しています。

◆北九州市水と緑の基金の積立額

25年度積立額	基金現在高	基金目標額
646,467円	276,555,188円	500,000,000円

水と緑と花のまちづくり事業の内容

- ・基金の趣旨の普及、啓発活動(パンフレット類の作成等)
- ・都市緑化の推進に関する事業(緑化助成、花と緑の展示会、イベントの開催等)
- ・水辺環境の整備に関する事業
- ・自然保護に関する事業(自然観察教室の開催、樹木の維持保存等)
- ・環境形成に関する調査、研究活動

(5) 体系的な公園の整備

ア. 各種公園の整備

平成25年度末の都市公園の整備状況は、総数1,689



箇所、総面積 1,168.3ha で、市民一人当たりの公園面積は 12.13m² です。今後も施設内容の充実と新たな公園整備を行っていきます。また港湾緑地の整備状況は総数 44 箇所、総面積は 51.3ha です。平成 25 年度末の公園・緑地の開設面積は下表のとおりです。

◆都市公園開設面積（平成25年度末）

種類	開設面積累計 (ha)
都市公園	街 区 公 園 203.3
	近 隣 公 園 113.2
	地 区 公 園 69.8
	総 合 公 園 71.2
	運 動 公 園 65.6
	特 殊 公 園 147.8
	緑 道 ・ 緑 地 108.6
	広 域 公 園 385.2
	そ の 他 3.6
	小 計 1,168.3
港 湾 緑 地	51.3
計	1,219.6

(注) 港湾緑地を算入した公園・緑地面積 12,196.856m² (一人当たり 12.66m²) (県営公園を含む)

イ. 山田緑地の整備・「30世紀の森づくり」

ア. 背景

山田緑地は、かつて弾薬庫として使用されていたため、現在に至るまで約半世紀にわたり一般の人たちの利用が制限されてきました。この豊かな自然が、市街地近くに残されていたことは、私たちにとって貴重な財産といえます。

イ.これまでの取組と成果

この森を守り、育て、学びながら、遠い未来の人たちに自然保護の大切さを伝えるため、「30世紀の森づくり」を基本テーマとして、整備計画を策定しました。計画では、この森を私たちとさまざまな生き物たちが共に生きることを考える場として、森の自然に触れ、体験しながら観察することができる利用区域と環境保護を優先する保護・保全区域とに区域分けをしました。利用区域の一部は、平成 7 年 5 月に開園しました。

山田緑地では、四季を通じて森の中から鳥のさえずりが聞こえ、渡り鳥たちが羽を休める姿を観察することができます。

ウ. 今後の取組

山田緑地は、散策や自然観察等の利用だけでなく、自然環境教育の場として活用されています。特に、自然環境保全や教育活動において市民参加による活動が大きな役割を担っています。今後もより活発な活動の場とし、山田緑地を核としたネットワークを形成することにより、自然環境保全の輪を広げる必要があります。

ウ. 勝山公園の整備・「21世紀の都心のオアシス空間」

ア. 背景

都心に豊かな緑が存在することで、身近な日常生活においてうるおいと安らぎのある環境が生みだされ、日々の暮らしを心地よくし、明るい活気ある都心空間が創出されます。

勝山公園は、小倉都心部のさらなるにぎわいの創出と回遊性を高めるため、「21世紀の都心のオアシス空間」をテーマとして、道路や河川、周辺の市街地と一緒にとした再整備を行いました。

イ.これまでの取組

・「市役所南側エリア」

紫川と一体となった面積約 9,000 m² の大芝生広場や水上ステージの整備された紫川一帯では、様々なイベントや、大規模なフリーマーケットが開催され、市民の活動の場として有効活用されています。

この大芝生広場は災害時に避難地やヘリポートとしても利用され、都心の防災拠点としての機能をもっています。

・「中央図書館エリア」

イチョウ並木の主軸園路と、既存の樹木を活かした木陰のある芝生広場は、ヒートアイランド現象の緩和を図っているばかりでなく周囲の図書館や文学館と相まって、木陰で読書や語らいができる、静かで文化の香り高い、市民の憩いの場となっています。

また、足にやさしいゴムチップ舗装の散策路は、膝にもやさしくウォーキング等にも最適で、その途中には高齢者も利用しやすい健康器具を設置しており、健康づくりの場として、多くの市民の皆さんに利用されています。

・「子どもの遊び場エリア」

昔からあるタコのすべり台やゾウやライオンなどの動物遊具に加え、クジラや海賊船、どんぐりタワー遊具など子ども達がワクワクするような遊びの工夫を盛り込んだ場所です。

見通しを確保しながら、既存樹木を活かした木陰のある小山やベビーベッドなど備えた多目的トイレもあり、親子連れでゆっくりと楽しめる場所となっています。

・「市民プール跡地」

先に完成した大芝生広場と一緒にしてぎわいを創出でき、また、木陰で憩いながら快適な時をすごせるように、芝生広場に高木を植栽するとともに、夏にうるおいや清涼感を感じられるよう、ミスト装置を備えています。

平成 22 年度には、イベントやボランティア活動等の促進や、エコへの取組を学べる場となるよう、太陽光発電など環境に配慮したグリーンエコハウスが完成しました。

(6) 課題と今後の取組

今後、北九州市「緑の基本計画」を推進するにあたり、整備費や維持管理のコスト縮減に努め、より効率よく実施する必要があります。そのためには、コストの抑制を図るとともに、市民参加による実施計画、整備、維持管理を推進する必要があり、市民参加を促す PR 啓発活動に取り組みます。

◆皿倉・河内地域の整備

(1) 背景

皿倉・河内地域は、市街地に近接する自然に恵まれた緑豊かな地域であり、身近なレクリエーションの場として、多くの市民に利用されています。

(2) これまでの取組と成果

河内地域では、湧出した温泉と豊かな自然を生かし、多世代が楽しく憩える余暇・レクリエーションの拠点を整備しました。

また、皿倉山については、皿倉山懇談会より提言された整備構想を踏まえ、皿倉山北斜面において、「彩りのある森林づくり」や遊歩道、案内板の整備を実施しました。

さらに、山頂付近では展望施設等の整備を行いました。

(3) 課題と今後の取組

今後も豊かな自然環境の保全と活用を基本とし、市内外からの観光客が楽しめるように取り組む予定です。



に取り組んでいます。このほか、洪水時に遊水地や調節池等として利用される池を、市民が水とふれあえる場や、ビオトープとして整備し、水と緑のゆたかな水辺空間を創造しています。

ウ. 課題と今後の取組

紫川では、下流部の「マイタウン・マイリバー整備事業」に続き、貴船橋から東谷川合流点までの 8.3km を、周辺環境と調和し、ふるさとの薰りあふれる川づくりを目指す「ふるさとの川整備事業」として福岡県と共同で構想を策定しました。(市施工区間は桜橋から東谷川合流点までの 1.5km) この区間では、貴重な生物が数多く生息することが確認されており、生態系の保全、復元に配慮した河川整備を行っています。



(2) 市民参加型の河川整備

ア. 背景

水辺を市民が自然とふれあう場として活用し、市民と行政が一体となって良好な水辺を維持していくための方策として、事業の計画段階から市民の意見を取り入れる、市民参加型の川づくりに取り組んでいます。

イ. これまでの成果と取組

紫川では、平成 2 年に「マイタウン・マイリバー整備事業」の認定を受け、河川や道路、公園、建築といった分野の垣根を越え、川を中心としたまちづくりを進めてきました。

板櫃川では、河川愛護活動が盛んであったため、平成元年度にラブリバーの認定を受け、市民の要望を整備計画に盛り込み、市民参加の川づくりを進めてきました。平成 8 年度には、八幡東区高見地区が「水辺の楽校 (がっこう)」に登録され、住民、小学校などとの協議を重ね、平成 11 年、整備計画を策定し、平成 19 年 7 月に完成しました。この水辺の楽校をフィールドとして、地域が一体となつた清掃活動や、環境学習の実施など、特色のある活動が行われています。

また、撥川は、平成 7 年度に「河川再生事業」に採択され、河川を都市空間の貴重な財産として再生するため、市民自ら計画づくりに参加する取組を行いました。具体的には、沿川住民で構成された「地域部会」、一般公募した「わかもの部会」、行政を横断的に組織した「行政部会」の 3 部

9. 親しみのある河川の整備

(1) 環境に配慮した河川整備

ア. 背景

近年、治水・利水に重点をおいた従来の河川整備に加えて「自然豊かな川づくり」が求められ、平成 9 年の河川法の改正により、環境への配慮は、付加価値的な位置付けから、河川の改修・管理における目的の一つとなりました。国土交通省では、河川の自然の営みを視野に入れ、地域特性にも配慮し、河川が本来有している良好な生物環境、並びに河川風景を保全・創出することを目的とした「多自然川づくり」を展開しています。

イ. これまでの取組と成果

本市でも、河川改修にあたっては、できる限り生態系の調査・分析を行い、良好な自然環境の保全・創出を目指すとともに、うるおいのある生活環境としての水辺づくり



会を設け、平成9年3月「撥川ルネッサンス計画・基本構想」をまとめました。平成18年度には、九州厚生年金病院跡地（文化・交流拠点地区）の上流から京良城池まで（延長2.1km）が完成し、平成24年度は、文化・交流拠点地区的河川改修が完了しました。

ウ. 課題と今後の取組

紫川では、様々な団体が連携し、河川愛護活動の一層の充実を図れるよう、平成15年8月に「紫川流域会議」が発足しました。これら団体のネットワークを生かして、紫川の賑わいを創出し、自然を活かした川づくりに取り組んでいます。

板櫃川では平成14年8月に、行政区を越えた「板櫃川・梶田川流域会議」が発足しました。板櫃川を軸とした市民団体や行政とのネットワークを構築することで、川づくりを通じた地域づくりを進めているところです。また、板櫃川の中流部の高見地区において、平成8年度から「水辺の楽校プロジェクト」を進めています。計画段階から地域の小学生や住民の意見を取り入れた市民参加の川づくりを行ってきました。この水辺の楽校の整備が平成19年度夏に完成し、現在はこの水辺の楽校が板櫃川流域のイベントや環境学習などの活動拠点となるように地域と一緒に取り組んでいます。

◆2013 北九州ほたるマップ



※このマップは平成25年5月30日～6月4日の調査にもとづいたものです。

(3) ほたるのふるさとづくり

ア. 背景

都市化に伴う河川の水質汚濁などにより、市内のホタルは一時期すっかり減少しましたが、公共下水道の普及や多自然型の河川整備等により河川の水質や生き物の生息場が回復し、もう一度ホタルを呼び戻そうと熱心に続けられたホタルの保護活動が実を結びつつあります。

イ. これまでの取組

本市では、人もホタルもすみ良い快適環境の実現と、ホタルをとおして地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、平成4年度から「ほたるのふるさとづくり」を展開し、小学校や地域、ホタル愛護団体等を対象に、ホタルを通じた環境学習を目的とした「ほたる出前講演」、ホタルの保護育成活動についての現地指導を行う「ホタルアドバイザーの派遣」、ホタル愛護団体の活動支援を目的とした「ホタル育成助成金の交付」などさまざまな事業を順次開始いたしました。

平成7年には、ホタル愛護団体の関係者が中心となり「北九州ほたるの会」が結成され、ホタル愛護団体相互の情報交換が行われるようになりました。

平成14年4月には、ホタル愛護団体等の市民活動の中心となり、ホタルをはじめとする水生生物や水辺環境に関する学習や情報交換の場として、「北九州市ほたる館」がオープンしました。北九州市ほたる館では、1年中昼間

でも光るホタルの成虫を観察できる、全国でも珍しい施設です。また、自分でホタルを育てる「マイボタル制度」や、水辺環境全般について学ぶ「ほたる塾」を開講するなど、ホタル保護活動を支援しています。さらに、平成25年10月には、市西部地区の拠点施設として「香月・黒川ほたる館」がオープンし、ホタル愛護団体の方々をはじめ、多くの市民の方にご利用いただいているです。

また、毎年ホタルの飛翔時期に市民と行政が協力して、ホタルの飛翔調査を行っています。近年では、市内60以上の河川でホタルが生息していることが確認され、飛翔調査の結果は、「ほたるマップ」にまとめ、ホームページなどにも掲載しています。

このように、「ほたるのふるさとづくり」はホタルを通じて、水辺環境の改善につなげるだけでなく、環境学習や世代を超えた地域の結びつきを深めるものとして大きな成果を上げています。

ウ. 今後の取組

本市は、ホタルを通じた河川生態系の保護保全活動をホタル愛護団体や地域の皆様と協力しながら進めています。

今後も「北九州市ほたる館」及び「香月・黒川ほたる館」を中心として、水辺における生物多様性を維持、改善するとともに、人間の生活と自然環境の共存を目指します。

10. 臨海部の整備

(1) 港湾緑地の整備

ア. 背景

港湾の環境整備については、港湾及び周辺地域の快適な環境を維持し、一般市民及び港湾地域就業者の利用に供するため、港湾環境整備施設として、臨港地区内に緑地を整備しています。

イ. これまでの取組

(ア) 港湾環境整備施設計画の策定

策定期間：平成24年1月の港湾計画改訂

目標年次：平成30年代前半

計画面積：197.4ha (平成24.3.31現在)

概要：成熟社会に向けて、豊かな水辺や緑の空間を暮らしの中に生かすとともに、人間的な触れ合いや心ゆたかで魅力ある文化をはぐくむ環境づくりが求められています。それらを踏まえて、港湾の良好な環境を形成するため、緑地を整備するものです。

【緑地の機能・目的】

(イ) 成果

港湾緑地の整備状況（平成26年3月31日現在）は、下表のとおりです。

◆港湾緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日
門司	新門司1号緑地	4,000	H 3. 7.20
	今津公園緑地	10,200	H 3. 7.20
	新門司フェリーふ頭緑地	600	H 6.11. 1
	新門司東緑地	56,900	H22.5.29
	太刀浦中央緑地	6,000	S56. 4. 4
	太刀浦1号緑地	5,000	S57. 7.20
	太刀浦2号緑地	1,000	S56. 8.21
	太刀浦5号緑地	3,400	S57. 7.20
	太刀浦6号緑地	1,800	S56. 8.21
	太刀浦7号緑地	7,400	S61.11. 4
	太刀浦8号緑地	8,300	H 4. 7.13
	太刀浦運動公園緑地	16,200	H 3. 1. 1
	太刀浦東公園緑地	6,600	H 5. 3.22
	旧門司遊歩道緑地	6,600	H17. 6.10
	西海岸1号緑地	3,300	H 3. 2.15
	西海岸2号緑地	7,100	H 3.10.18
	西海岸3号緑地	5,800	H 9.11.17
	西海岸親水緑地	2,400	H 6. 8. 1
	西海岸イベント広場	5,000	H15. 7.18
	北九州市旧門司税關緑地	1,900	H 7. 3.22
	西海岸休憩所緑地	1,100	H17. 3.10
	旧大連航路上屋緑地	5,300	H25.7.19
小倉	日明東1～5号緑地	3,700	S49. 4. 1
	浅野臨海部防災1号緑地	4,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災2号緑地	3,200	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災3号緑地	3,700	H20. 9. 1
	浅野臨海部防災4号緑地	2,000	H20. 9. 1
	延命寺護岸遊歩道緑地	3,400	H23. 3.31
洞海	八幡東田緑地	33,200	H 9.12. 9
	久岐の浜マリンコア緑地	2,400	H 9. 8. 6
	若松ふ頭1号緑地	5,100	H 9. 8. 6
	若松ふ頭2号緑地	1,600	H 9. 8. 6
	若松南海岸緑地	2,700	H 9. 8. 6
	響灘1号緑地	59,800	H 7. 1.13
	響灘2号緑地	67,100	H 9. 8. 6
	響灘3号緑地	66,000	H14. 3.28
	響灘4号緑地	53,500	H21.11. 1
	響灘エコタウン緑地	7,600	H13. 6.28
	安瀬公園緑地	5,800	H10. 4.20
	戸畠親水緑地	3,400	H12. 7.11
	新川緑地	150	H19. 1. 1
	松ヶ島緑地	500	H18. 4. 1



響灘 2号緑地



大里海岸緑地

ウ. 今後の取組

港湾環境整備施設計画に位置づけた緑地については、社会の動向や市民の要請を考慮しながら、順次整備を行っていきます。

(2) 海岸緑地の整備

ア. 背景

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的な計画である「海岸保全基本計画」を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸づくりを目指しています。

イ. これまでの取組

(ア) 豊前豊後沿岸海岸保全基本計画の策定

策定時期：平成 15 年 3 月（平成 22 年 3 月変更）

対象範囲：福岡県 3 市 3 町（北九州市・苅田町・行橋市・椎田町・豊前市・吉富町）
大分県 6 市 8 町 1 村〔策定当時〕

総延長：約 640km

概要：「ひとと自然の調和を図り、安全で美しく、いきいきした海岸へ」を基本理念に、防護・環境・利用が調和した総合的な海岸保全を推進しています。親水空間の創出など、様々な海岸に関するニーズを踏まえ、海浜公園などの緑地を整備するものです。

(イ) 成果

海岸緑地の整備状況（平成 26 年 3 月 31 日現在）は、下表のとおりです。

◆海岸緑地

地区	名称	面積 (m ²)	供用開始年月日	備考
門司	新門司海浜緑地	10,100	H16. 4. 1	緑地部分のみ供用開始
	大里海岸緑地	11,400	H19. 1.30	

ウ. 今後の取組

計画に基づく個別事業の実施にあたっては、災害等からの安全性確保、周辺環境や利用への配慮の観点から、適切かつ効率的な整備手法を採用するとともに、様々なニーズに対応するため、関係機関、地域住民や海岸利用者などと一緒に事業を推進していきます。

(3) 新・海辺のマスター プラン

ア. 計画策定の経緯

水際線の市民利用の促進を目的として、平成 6 年に「市民に親しまれる水際線づくりマスター プラン」を策定し、平成 14 年にはそれを、「海辺のマスター プラン 2010」として改訂しました。

今後も本市の海辺が多くの人利用され、親しまれるよう、目標とする海辺の将来像や取り組み方針を広く市民に示すため、マスター プランの見直しを行い、平成 23 年 5 月に「新・海辺のマスター プラン」を策定しました。

イ. 計画の期間と対象地域

期間：平成 23 年度～平成 32 年度（2020 年度）

箇所：市内全域の水際線と近接する海域及び陸域の一帯
対象者：市民だけでなく、広く国内外からの来訪者も含める

ウ. 海辺づくりのコンセプトと基本方針

○ 海辺づくりのコンセプト

～海辺を舞台に 憩い・学び・遊ぶ！～

魅力ある海辺をめざして

○ 目標

利用できる海辺を増やす

親しまれる度合いを高める

○ 基本方針

- 方針 1 場の提供～訪れる事のできる海辺を増やす
- 方針 2 機会の提供～訪れるきっかけをつくる
- 方針 3 情報の提供～もっと海を知つてもらう
- 方針 4 環境を守る～環境と共生する海辺をめざす



地図の出典：国土地理院数値地図 25000

(4) ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復体験教室

ア. 背景

平成 15 年度から 16 年度に、北九州市港湾局（当時）、環境科学研究所、国土交通省九州地方整備局が共同で「ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復技術開発調査」を行い、市民参加型の環境修復手法「マイロープ・マイ堆肥」を開発しました。

平成 17 年度からは、その成果をもとに「ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復体験教室」を地元の小学校と取り組んでいます。



イ. これまでの取組と成果

平成 17 年度から平成 25 年度までに地元の小学生約 1,500 人を対象に、総合学習の時間を利用して、マイロープの吊り下げからマイ堆肥作りまでを体験する「環境修復体験教室」を実施し、できた堆肥でイチゴや植物の苗を植えました。

また、環境修復体験教室を NPO 団体と協働で実施するなど NPO 団体と連携した活動を行っています。

ウ. 今後の取組

引き続き、地元小学校や NPO 団体などと協働で「ムラサキガイを用いた洞海湾の環境修復体験教室」に取り組むことにより、海への親しみを育成するとともに、海の環境に対する意識の醸成に努めます。



地元小学生による環境修復体験教室



11. 里地里山の保全と利用

(1) 森林

ア. 背景

本市における森林面積は、18,701haで市域の4割近くを占めています。この森林は、林業生産活動の場のみならず、水源のかん養や土砂流出の防備、また、市民の森林レクリエーションの場として利用されるなどの公益的な役割を果たしています。

このうち、特定の目的を達成するために森林の施業や土地の形質変更の行為等を法により制限した森林が保安林です。保安林は、県において計画的に指定されています。

◆森林の面積				単位: ha
地域面積	森林面積			森林比率
	国有林	民有林	計	
48,789	2,851	15,850	18,701	38.3%

資料:「遠賀川地域森林計画書(平成24.4.1)」
民有林面積は、地域森林計画対象森林。国有林面積は、林野庁所管面積。

◆保安林の種類別面積		単位: ha
区分	面積	
水源涵養のための保安林	2,633	
災害防備のための保安林	1,168	
保健、風致の保存等のための保安林	1,538	
合計(重複指定を含む)	5,339	
実面積	3,829	

資料:「遠賀川地域森林計画書(平成24.4.1)」

イ. これまでの取組と成果

本市の森林を健全に育成するため、森林の保育や、林道などの整備を行っています。施策としては「市営林の育成」や「林道などの生産基盤の整備」、「荒廃森林の間伐等」「私有林の森林管理経費に対する助成」などがあります。

ウ. 課題と今後の取組

本市の林業は、木材価格の長期低迷や森林所有者の高齢化等から経営意欲の減退や生産活動の長期停滞が生じており、間伐等の保育作業の遅れによる森林の荒廃が目立ち始めています。森林が持つ多様な公益的機能を発揮するためには適切な施業を実施することが不可欠であり、重要な課題となっています。

今後は林道・作業道等生産基盤の整備はもとより効率的な森林施業の実施に向けて、施業の共同化・機械化などに取り組むとともに、継続的な森林施業を支える林業事業者や林業機械のオペレーターなどの人材の育成に取り組む必要があります。

(2) 農地

ア. 背景

農地は農産物の生産のみならず、「水源かん養」、「景観保全」など多面的機能を持つおり、優良農地を保全していくことが必要です。

イ. これまでの取組と成果

都市計画等の土地利用との調整を図りながら農業振興を進めていく農業振興地域制度を実施し、農業上の利用を確保すべき土地として1,424haの農用地区域を指定し、優良農地の確保に努めています。

ウ. 課題と今後の取組

遊休農地の増加等により農地の多面的機能等が失われつつある地域もあり、意欲ある農家への農地集約、集落ぐるみでの農地保全や市民が農業とふれあう場としての活用などを進めます。

(3) 環境に配慮した生産基盤の整備

ア. 背景

近年、公共事業のあり方や良好な環境に対する国民の関心が高まっていることを受け、「食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)」において、農業生産基盤の整備にあたっては、「環境と調和に配慮しつつ」必要な施策を講ずることとされています。

イ. これまでの取組と成果

農業農村整備事業等の実施に当たり、本市では環境との調和への配慮、自然環境と共生する農業農村のあり方など、総合的な視野に立った農業農村整備を推進しています。

ウ. 課題と今後の取組

里地・里山の多面的な価値を将来にわたって利活用していくために、環境に配慮した各種技術の検証を行うとともに、生産基盤整備事業での展開や栽培技術の普及促進を行います。

出するため、エコツアー(自然環境講座)を開催しています。

(2) これまでの取組と成果

エコツアー(自然環境講座)は、平成14年度から開催しており、平成25年度は、環境局が主催するものとして、カブトガニ産卵観察会を、市民団体と協働して実施しました。また、NPOが主体のエコツアーも開催されており、自然とのふれあいの機会が増えています。

■ カブトガニの産卵観察【環境局主催】

開催日: 平成25年7月28日(日)

場 所: 曽根干潟(小倉南区)

参 加 者: 24人

共 催: 日本カブトガニを守る会福岡支部



カブトガニの幼生を観察する参加者

(3) 課題と今後の取組

今後も本市に生息する希少な野生生物に関する情報を収集するとともに、市民が本市の自然の豊かさを再発見できるような講座を実施していきます。

12. 自然とのふれあい講座の開催

(1) 背景

北九州市環境基本条例には、「豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること」が定められています。この北九州市環境基本条例及び北九州市生物多様性戦略(平成22年11月北九州市自然環境保全基本計画を改訂)に基づき、市民が市域に生息する希少な野生生物や、豊かな自然環境とふれあう機会を創